

平成23年、24年版 金融商品から発生する収益にかかる所得税（デリバティブ取引以外）

金商法分類	商品分類	インカムゲイン（利子、配当、期中収益分配金等）	キャピタルゲイン（売却益）、差金決済益	
有価証券取引	国内上場株式	国内の証券会社で現物取引	～25.12.31は10%（所得税7%＋住民税3%）源泉徴収で①申告不要か②総合課税（配当控除あり）の配当所得か③分離課税（株式譲渡所得との損益通算可）の配当所得かの選択	～25.12.31は10%（所得税7%＋住民税3%）の分離課税の株式譲渡所得（申告分離課税）
		国内の証券会社で信用取引	－（配当金相当額は売却益に含む）	現渡・現引での決済は現物取引と同じ総平均法、差金決済は建玉ごとに個別計算
	外国上場株式	国内の証券会社で現物取引	外国で源泉徴収後に国内株式と同じ。ただし、総合課税は配当控除なしで外国税額控除あり	国内上場株式と同じ
	未上場株式（及び海外の証券会社で上場株式を購入も）		1銘柄1回配当金5万円以下 所得税のみ20%源泉徴収の総合課税（配当控除あり）と申告不要の選択 所得税の申告不要を選択しても住民税は別に申告必要	20%（所得税15%＋住民税5%）の分離課税の株式譲渡所得（申告分離課税）
			1銘柄1回配当金5万円以上 所得税のみ20%源泉徴収の総合課税（配当控除あり）、住民税は別に申告必要の配当所得（配当計算期間が1年以上の場合は左記金額の倍）	譲渡損失の3年間繰越控除は無い（エンジェル税制対象株式を除く）
	公募国内投信	公社債投資信託	20%（所得税15%＋住民税5%）源泉徴収の分離課税の利子所得（源泉分離課税）、確定申告不可	個別元本方式による元本超過額に対して20%（所得税15%＋住民税5%）源泉分離課税
		株式投資信託（ETFは除く）の「収益の分配」（期中収益分配金）	配当所得、～25.12.31は10%（所得税7%＋住民税3%）源泉徴収で①申告不要か②総合課税（一部配当控除あり）の配当所得か③分離課税（株式譲渡所得との損益通算可）の配当所得かの選択（個別元本方式 普通配当は課税、特別配当は非課税）	－
		株式投資信託（ETFは除く）の解約、買取、償還	－	株式譲渡所得、～25.12.31は個別元本方式の元本超過額に対して10%（所得税7%＋住民税3%）の分離課税の株式譲渡所得
		ETF（契約型、上場）	国内上場株式と同じ	国内上場株式と同じ
		不動産投資信託（会社型、上場）	国内上場株式と同じ。ただし、総合課税の配当控除は無し	国内上場株式と同じ
	私募国内株式投信		「収益の分配」（解約を含む）は総合課税の配当所得、未上場国内株式と同じ。ただし、少額配当適用不可、確定申告必要。会社型は配当控除なし。	譲渡は20%（所得税15%＋住民税5%）の分離課税の株式譲渡所得（未上場株式と同じ）
	外国（籍）投資信託を国内の金融機関で購入	契約型 公社債投資信託	20%（所得税15%＋住民税5%）源泉徴収の分離課税（差額徴収方式）の利子並み課税（償還差益含む）	非課税
		契約型株式投資信託の「収益の分配」（期中収益分配金、償還差益）	配当所得、～25.12.31は10%（所得税7%＋住民税3%）源泉徴収で①申告不要か②総合課税の配当所得か③分離課税（株式譲渡所得との損益通算可）の配当所得かの選択（個別元本方式ではないので期中収益分配金はすべて普通配当、外国税額控除ありの配当控除無し）	－
		契約型株式投資信託の売却	－	～25.12.31は10%（所得税7%＋住民税3%）の分離課税の株式譲渡所得（個別元本方式ではない）、為替差益含む
		会社型（外国有価証券市場に上場）	外国上場株式と同じ	外国上場株式と同じ
私募外国投信（及び海外の金融機関でファンドを購入）		「収益の分配」（解約を含む）に該当すれば総合課税の配当所得で未上場外国株式と同じ。確定申告必要、外国税額控除あり。それ以外は総合課税の雑所得	株式譲渡に該当すれば20%（所得税15%＋住民税5%）の分離課税の株式譲渡所得（未上場外国株式と同じ）	

平成23年分 デリバティブ取引から発生する収益にかかる所得税

デリバティブ取引	先物取引	上場先物（商品・有価証券・有価証券指数等・金融）	—	20%の分離課税の雑所得特例
		上記以外の先物取引（店頭、外国市場）、国内にある金融機関を経由しない取引	—	総合課税の雑所得
	オプション取引	上場オプション	—	20%の分離課税の雑所得特例
		上記以外のオプション取引（店頭、外国市場）、国内にある金融機関を経由しない取引	—	総合課税の雑所得。ただし、権利放棄は損失とはならない
	為替証拠金取引（FX）及びCFD取引	上場為替証拠金取引（「くりっく365」、「大証FX」）	スワップ金利も合算して20%の分離課税の雑所得特例	20%の分離課税の雑所得特例
		店頭（相対）FX、CFD取引	スワップ金利も合算して総合課税の雑所得	総合課税の雑所得
形態は有価証券取引だが税務はデリバティブ取引扱い	上場カバードワラント	大阪証券取引所上場のオプションの証券化商品	—	20%の分離課税の雑所得特例
	店頭カバードワラント	eワラント、ポケット株等の相対でのオプションの証券化商品	—	満期前の売却は総合課税の短期譲渡所得、満期まで保有すると総合課税の雑所得

平成24年分 デリバティブ取引から発生する収益にかかる所得税

デリバティブ取引	先物取引	上場先物、店頭先物（商品・有価証券・有価証券指数等・金融）	—	20%の分離課税の雑所得特例
		上記以外の先物取引（外国市場）、国内にある金融機関を経由しない取引	—	総合課税の雑所得
	オプション取引	上場オプション、店頭オプション	—	20%の分離課税の雑所得特例
		上記以外のオプション取引（外国市場）、国内にある金融機関を経由しない取引	—	総合課税の雑所得。ただし、権利放棄は損失とはならない
	為替証拠金取引（FX）及びCFD取引	国内にある金融機関を経由するFX、CFD等（上場、店頭を問わない）	スワップ金利も合算して20%の分離課税の雑所得特例	20%の分離課税の雑所得特例
		国内にある金融機関を経由しないFX、CFD等	スワップ金利も合算して総合課税の雑所得	総合課税の雑所得
形態は有価証券取引だが税務はデリバティブ取引扱い	カバードワラント	大阪証券取引所上場のオプションの証券化商品	—	20%の分離課税の雑所得特例
		eワラント、ポケット株等の相対でのオプションの証券化商品		

証券投資等から発生する収益に対する支払調書

上場株式	配当	通常の場合	21年から金額の大小に関わらず支払調書提出、本人にも支払通知書
		特定口座源泉有り(申告分離選択)	22年から年間取引報告書提出
	譲渡益	特定口座源泉有り	21年から年間取引報告書提出
		特定口座源泉無し	年間取引報告書提出
		一般口座	1回の譲渡代金が30万円超は支払調書提出
未上場株式	配当		少額の配当(1回15,000円以下、年1回の場合は3万円以下)を除き、支払調書提出
	譲渡益		無し。ただし、法人税の申告書別表2に異動あれば、「お尋ね」がある
株式投資信託	期中収益分配金	通常の場合	21年から金額の大小に関わらず支払調書提出、本人にも支払通知書
		特定口座源泉有り(申告分離選択)	22年から年間取引報告書提出
	買取、解約、償還	特定口座源泉有り	21年から年間取引報告書提出
		特定口座源泉無し	年間取引報告書提出
		一般口座	1回の支払金額が30万円超は支払調書提出
デリバティブ等	国内上場・店頭を問わず、カバードワラント、先物、オプション、FX、CFD等		21年から差金決済ごとにすべて支払調書提出
	スワップ、外国市場デリバティブ等		23年から差金決済ごとにすべて支払調書提出
金地金、金貨	譲渡益		24年から譲渡代金200万円超は支払調書提出
海外直接投資	国内金融機関を通じた送金		21年から100万円超は支払調書提出
	現金等(証券、小切手等含む)持ち出し出国		100万円相当額以上は税関で申告義務(違反は6月以下の懲役または20万円以下の罰金)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年以降	
株式等 ※1	上場株式等の特例 ※2	譲渡益課税(上場株式の譲渡損益や株式投資信託の譲渡損益、償還差損益など) ※3	申告分離課税 税率10%(所得税7%住民税3%)。			申告分離課税 税率20%(所得税15%住民税5%)。	
		取得費特例(みなし取得価額)	特例有り	廃止			
		配当課税(上場株式の配当や株式投資信託の普通分配金など) ※4	源泉徴収10%(所得税7%住民税3%)で①申告不要か②総合課税(配当控除あり)か③分離課税10%(所得税7%住民税3%)の選択。			源泉徴収20%(所得税15%住民税5%)で①申告不要か②総合課税(配当控除あり)か③分離課税20%(所得税15%住民税5%)の選択。	
		上場株式等の配当等と譲渡損失との損益通算 ※4	申告して③分離課税の選択をすれば可能(平成22年以降は以下が追加)。				
		源泉徴収有りの特定口座(源泉徴収口座)への上場株式等の配当等の受入 ※4	口座内の譲渡損失と自動的に損益通算される=申告無しで③分離課税10%(所得税7%住民税3%)となる。			口座内の譲渡損失と自動的に損益通算される=申告無しで③分離課税 税率20%(所得税15%住民税5%)となる。	
	未上場株式等(本則課税)	譲渡益課税	申告分離課税 税率20%(所得税15%住民税5%)、譲渡損失の3年間繰越控除は不可、特定口座への受入不可。				
配当課税		源泉徴収20%(所得税20%)で総合課税(配当控除あり)。1銘柄年10万円以下の場合のみ所得税申告不要だが、住民税は申告必要。					

※1 「株式等」には、株式や投資法人の投資口、新株予約権、新株予約権付社債、株式投資信託などが該当する。

※2 「上場株式等」には、国内外の証券取引所に上場されている株式等や公募株式投資信託などが該当する。

※3 国内の証券業者等を介さない取引は対象外。

※4 「上場株式等の配当等」には、上場株式等の配当や株式投資信託の普通分配金が該当する。

また、「上場株式等の配当等」であっても、発行済株式数の3%以上の大口株主(23年9月31日以前分は5%以上)は対象外。